平成２６年（フ）第５４９号
静岡市葵区瀬名１丁目４番２－203号、旧住所静岡市葵区南沼上３丁目22番12号　グリーンハイツ神明前101
債務者　安藤　裕矢
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１６号
岡山市南区南輝２丁目17番35－１号、旧住所岡山市東区松新町206番地６
債務者　中村　國次
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１７号
岡山市南区南輝２丁目17番35－１号、旧住所岡山市東区松新町206番地６
債務者　中村　伸美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０１号
岡山市北区西古松１丁目28番22号サンコーポ知辺402、旧住所岡山市中区神下127番地６井上コーポ201
債務者　國本美津子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０２号
静岡県榛原郡川根本町徳山1525番地、旧住所静岡県藤枝市光洋台５番地の４
債務者　ルナ　イトカズ　ルイス　フェルナンド（通称糸数ルイス）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９号
栃木県那須塩原市一区町315番地133
債務者　手塚　利明
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１３１４号
横浜市泉区中田西３丁目８番２－102号
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７５号
横浜市保土ケ谷区明神台１番６－901号
債務者　盛兼　博子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０１号
横浜市旭区中希望が丘148番地　希望が丘コーポラスＡ棟606号
債務者　伊藤　光薫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９２８号
横浜市港南区港南３丁目33番19号
債務者　鈴木加代子（旧姓正村・柳下）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５８号
横浜市都筑区仲町台３丁目12番４－116号
債務者　高吉　恭子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７４号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅４棟405号
債務者　足立　秀夫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０２７号
神奈川県大和市福田２－５－19　藤岡ビルＮｏ．６－301、住民票上の住所神奈川県秦野市渋沢1431番地の21
債務者　堀尾　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８７号
静岡県磐田市浜部463番地
債務者　福澤　　舞
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
静岡県浜松市西区大平台３丁目17番33号　ライトキャッスルⅢＡ－１、前住所静岡県浜松市中区鹿谷町14番19号
債務者　伊原　伸也
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係